

### TPP調印による 知的財産権への影響

吉田国際特許事務所（商工研相談業務委嘱先） 所長、弁理士

吉田芳春



**Q**

ようやく調印にこぎ着けたTPP（環太平洋パートナーシップ）協定ですが、交渉の際には、医薬品の特許期間が話題になりました。今後、知的財産権には、影響がでるのでしょうか。

**A**

TPP協定は、モノの関税だけではなく、サービスや投資の自由化を進め、知的財産・電子商取引・国有企業の規律・環境など幅広い分野での二十一世紀型ルールを構築する多国間経済連携協定と説明されています。TPP協定で対象となる知的財産とは、商標、地理的表示、特許、意匠、著作権、開示されていない情報（営業秘密に相当）などです。以下公表されているTPP協定（仮訳文）に基づいて知的財産権の商標・特許権について説明します。

#### 1. 商標について

商標については、「標識」「証明標章」「法定損害賠償」「追加的損害賠償」を説明します。

##### ① 商標の構成要素

「商標を構成する標識が音であることのみを理由として」拒絶してはならず、「匂いによる標章を登録するよう最善の努力を払う」と規定されています。

わが国では、音の商標が、平成二十六年四月一日から新しいタイプの商標（音・動き・位置・ホログラム・色彩）の一つとして出願開始されており、平成二十七年十月二十三日現在で三百二十一件の音の商標登録出願が報告されています。よって、音の商標はTPPの要請に合致しています。

次に、匂いの商標は、嗅覚によって認識される商標をいい、米国・欧州・韓国で採用されて

いますが、日本では新しいタイプの商標として、いまだ認められていません。今後の登録に向け最善の努力が求められます。

##### ② 証明標章

「商標には『団体標章』と『証明標章』とを含める」と規定されています。

日本では、団体商標制度がある上に地域団体商標制度は本年一月末で五百八十九件登録されています。一方、証明標章制度は存在していません。

図表① 証明商標の例

		
登録第2232465号	第1049493号	第4078397号

特許庁平成23年度の調査研究報告書より転載。

は、商品のは、商品の原産地、材料またはサービスの提供、品質を認定機関等が証明しているもので

す。図表①は左より、衣類の品質（ウルマーク）、幼児用乗り物・玩具の安全性（STマーク）、ガス機器の安全・品質を証明する標章です。これら証明標章は外国や認定団体の基準に基づいており、今後は日本法での統一的な証明制度をつくる対応が必要となります。

##### ③ 法定損害賠償等

「商標の不正使用」に関しては、「権利者の選択に基づいて受けることができる法定の損害賠償」または「追加的な損害賠償」のいずれか一方、または双方の損害賠償制度が規定されています。

法定損害賠償については、商標の不正使用による侵害によって引き起こされた損害について権利者を補償するために十分な額を定めることと、将来の侵害を抑止することを目的とする額であると規定されています。

また、追加的な損害賠償については、「懲罰的損害賠償を含めることができる」と注釈に規定されています。さらに、弁護士費用や他の費用を含めて支払うことも規定できます。損害賠

図表② 日本商標法とTPPの損害賠償

日本商標法 (現状)	TPP協定
侵害立証できないとき 額立証できないとき 口イアルティ相当額 (商標法38条3項)	権利者の選択に基づいて受けられる 法定損害賠償額(権利者 が侵害を抑制する 目的とする額) 追加的な損害賠償 (懲罰的損害賠償 を含む)

特許出願すること  
で新規性を喪失し  
なかつた  
ものとも  
なされて  
いました  
が、TP  
Pでは  
「十二カ  
月以内に  
行われた  
もの」に  
延長され

償の高額化も予測されるため、今後の日本法での活発な論議が必要となります。  
日本商標法とTPPの損害賠償は、図表②のように整理されます。  
2. 特許権について  
特許権については、「一般特許の保護」、「農薬の試験データ保護」および「医薬品に関する措置」を説明します。  
① 一般特許の猶予期間  
発明の新規性の喪失の例外は、発明の公表日から六カ月以内に

ています。特許法でも「一年以内」と法改正することになります。

② 特許付与への不合理な遅延による存続期間の調整

「特許付与において不合理な遅延がある場合には、遅延補償のために特許期間(存続期間)を調整する手段を定め、特許権者の要請があるときは補償する」と規定されています。

「特許付与の不合理な遅延」

は、(1)出願日から五年、(2)出願審査請求後三年の、いずれか遅い方の(1)または(2)を経過して特許付与される場合とされています。日本の特許審査は迅速化されていますが、遅いケースも考えられるので、特許法での対応が必要になります。

③ 農薬の試験データ保護

「農業用の化学品の販売承認を与える条件として、当該化学品の安全性および有効性に関する開示されていない試験データ等を要求する場合には、販売承認日から少なくとも十年間、第三者に同一または類似の製品の販売を認めてはならない」旨を規定しています。これにより第

三者は、農薬の販売承認日から十年間、試験データ保護のために販売できなくなります。日本法での検討が必要です。

④ 医薬品に関する措置

医薬品に関する措置については、「医薬品の販売承認の遅延」「試験データの保護」「生物製剤の保護」に分けて規定しています。

(1) 医薬品の販売承認の遅延

TPPでは、「各締結国は、不合理または不必要な遅延を回避することを目的として、効率的かつ適時に医薬品の販売承認の申請を処理するため最善の努力を払う」と規定しています。

医薬品の特許権については、販売承認手続きの遅延により存続期間が短縮されたときには、補償のために特許期間の調整(短縮分の延長)を利用可能にすることになります。日本法で最善の努力を払うことが要求されています。

(2) 医薬品の試験データ保護

「医薬品の販売承認を与える条件として、医薬品の安全性および有効性に関する開示されていない試験データ等を要求する

場合には、販売承認日から少なくとも五年間、第三者に同一または類似の製品の販売を認めてはならない」旨を規定しています。これにより第三者は、医薬品の販売承認日から五年間、試験データ保護のために販売できなくなります。日本法での検討が必要です。

(3) 生物製剤の保護

生物製剤は、生物学的製剤の省略形で、最先端のバイオテクノロジーによって生み出された医薬品を指します。この生物製剤については、「最初の販売承認日から少なくとも八年間、開示されていない試験データ等の保護について定めること」を規定しています。試験データ保護期間が長く設定されており、日本法での検討が必要です。

\*

以上の通りTPP協定の条文には、一般に公表されている以上に複雑かつ詳細な規定があり、今後の日本法での検討も含め、成り行きを見守っていく必要があります。また、機会があれば著作権、地理的表示についても説明したいと思えます。